

都市公園の占用許可による使用料の改定等について

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正						現 行					
(使用料の額) 第24条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する使用料の額(次条第3項の場合にあつては、 <u>会計年度ごとの額</u> )が100円に満たないときは、その額を100円とする。 (使用料の徴収) 第25条(略) 2 (略) 3 使用期間が引き続き <u>2</u> 会計年度以上にわたる場合には、 <u>会計年度ごと</u> に使用料を徴収する。  別表第2(第24条関係) 1 (略) 2 都市公園の占用許可による使用料(略)						(使用料の額) 第24条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する使用料の額(次条第3項の場合にあつては、 <u>年額</u> )が100円に満たないときは、その額を100円とする。 (使用料の徴収) 第25条(略) 2 (略) 3 使用期間が引き続き <u>1</u> 年以上にわたる場合には、 <u>知事は、年ごとに年額</u> で徴収することができる。  別表第2(第24条関係) 1 (略) 2 都市公園の占用許可による使用料(略)					
占用物件	単位	使用料 所在地				占用物件	単位	使用料 所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱	1本	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円	電柱 本柱	1本	3,100円	2,560円	2,150円	2,070円
第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円	2,140円						
第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円	2,880円						
第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円	1,240円						
第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円	1,990円						
第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円	2,730円						
支線柱及び支線	1本(条) 1年	950円	740円	600円	570円	支線柱及び支線	同	830円	680円	580円	550円
鉄塔	占用面積 1平方メートル 1年	3,610円	2,740円	2,100円	1,990円						
その他の柱類	1本 1年	210円	160円	130円	120円	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1メ	21円	16円	13円	12円	共架電線その他上空に設ける	1メートル	18円	15円	13円	12円

改 正					現 行					
(特別高圧架空電線を除く。)	メートル1年					る線類	ル1年			
地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円	地下に設ける電線その他の線類	同	11円	9円	8円 7円
						鉄塔	1平方メートル1年	2,950円	2,310円	1,840円 1,750円
特別高圧架空電線	使用電圧が7千ボルトを超え、17万ボルト未満のもの 使用電圧が17万ボルト以上のもの	占有面積1平方メートル1年	1,090円	830円	640円	600円	特別高圧架空電線	同	1,470円	1,150円 920円 870円
			1,810円	1,380円	1,060円	1,000円				
公衆電話所	1個		4,110円	3,240円	2,590円	2,490円				
郵便差出箱及び信書差出箱	1年		1,730円	1,360円	1,090円	1,040円				
							外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年	76円	62円 53円 51円
			86円	68円	54円	52円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	同	110円	89円 75円 72円
							外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	同	160円	130円 110円 110円
		長さ1メートル1年					外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	同	220円	180円 150円 140円
			250円	190円	160円	150円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	同	320円	270円 230円 220円
			370円	290円	230円	220円				

改 正					現 行								
管類	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円	配管類	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	同	430円	360円	300円	290円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	同	760円	620円	530円	510円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	750円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	同	1,080円	890円	750円	720円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	同	2,170円	1,780円	1,500円	1,450円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円		外径が2メートル以上のもの	同	4,330円	3,570円	3,000円	2,890円
							通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けられるもの	1平方メートル1年		2,280円	1,360円	650円	550円
							公衆電話所	1個1年		3,610円	2,970円	2,500円	2,410円
							郵便差出箱及び信書便差出箱	同		1,520円	1,250円	1,050円	1,010円
							標識	1本1年		2,890円	2,380円	2,000円	1,930円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	占用面積 1平方メートル1年		3,710円	2,290円	990円	830円	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1平方メートル1年		3,800円	2,260円	1,080円	920円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの			2,220円	1,370円	590円	500円							
(削除)			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	工所用板囲い、足場、詰所その他こ	同		760円	450円	220円	180円

改 正						現 行					
						れらに類するもの及び竹木、土石その他の工事用材料の置場					
標識	1本 1年	3,290 円	2,590 円	2,080 円	1,990 円						
その他のもの	占用面積 1平方メートル 1日	36円	27円	21円	19円	その他のもの	1平方メートル 1日	29円	23円	18円	17円
3 (略)						3 (略)					
備考 1 使用料の額が年額で定められている場合において、使用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。						備考 1 使用料の額が年額で定められている場合において、使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、日割りをもつて計算する。この場合において、年当たりの割合は、 <sup>しゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。					
2 面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。						2 面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は面積の全部が1平方メートル未満であるときは、その端数面積又はその全面積は1平方メートルとする。					
3 (略)						3 (略)					
4 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。						4 長さに1メートル未満の端数があるとき又は長さの全部が1メートル未満であるときは、その端数の長さ又はその全長は1メートルとする。					
5 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。											
6 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。											
7 特別高圧架空電線の占用面積とは、同一											

改 正	現 行
<p><u>の鉄塔に設置される特別高圧架空電線のうち最も外側に設置されるものから外側に水平距離3メートル以内の部分及びこれらの特別高圧架空電線の内側の部分（鉄塔に設置される特別高圧架空電線が1本の場合にあつては、当該特別高圧架空電線から水平距離3メートル以内の部分）から鉄塔の占用許可を受けている部分を除いた部分の面積をいう。</u></p>	

**【留意事項】**

- 1 改正条例は平成30年4月1日から施行されますので、改定額は平成30年4月1日からの占用期間に適用されます。
- 2 2会計年度以上の占有の場合には会計年度で区切って徴収します。その際、各会計年度の徴収額が100円未満のときには100円として徴収します。